

宇部市商業活性化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市中心市街地活性化基本計画に定める区域（以下「中心市街地」という。）内で商業活動を行っている事業者や市内商店街を支援するため、中心市街地における既存店舗の改修及びファサード整備（以下「改修等」という。）又は市内商店街の共同施設整備に対する補助若しくは市内商店街組織等が実施するイベントに対する補助を行う宇部市商業活性化事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助金毎に次の各号に定める者とする。

(1) 店舗改修補助金

中心市街地内で商業活動を行っている事業者

(2) 商店街共同施設整備補助金

本市に主たる事務所及び活動拠点を有する商店街組織

(3) イベント創出補助金

本市に主たる事務所及び活動拠点を有する商店街組織又は本市に主たる事務所及び活動拠点を有するNPO法人、事業者団体等（規約等により代表者が存在し、会計管理が適切になされている任意団体を含む。）で、市内商店街組織と連携して第4条第3号に規定するイベントを実施する者

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者となることができない。

(1) 公序良俗に反する事業を行う者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業を行う者

(3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者

(4) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人

(5) 市税の滞納がある者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業で、第7条に規定する交付決定日以降に着手し、当該年度の末日までに完了する事業とする。ただし、国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受ける事業は補助対象外とする。

(1) 店舗改修補助金

補助対象事業者が所有又は借用している店舗で、交付申請時までの1年間以上、継続して営業を行い、かつ、当該店舗の改修等であって、来客数・売上等の増加が見込まれる具体的な計画を作成している事業とする。ただし、過去5年度以内に本市の補助制度により当該店舗の改修をしている場合は補助対象外とする。

(2) 商店街共同施設整備補助金

商店街の利便性や快適性の向上、商店街のコミュニティ活動の促進及び安全確保を図

るため、市内商店街組織が実施する商店街共同施設整備事業とする。

(3) イベント創出補助金

市内商店街組織又は一定の範囲内に存する複数店舗（おおむね10店舗以上）による一般消費者を対象とした賑わい創出イベント開催事業とする。

(補助金の額等)

第5条 市長は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

- 2 前項の規定における補助金の額の算定において、補助率及び補助上限額は別表1、補助対象経費及び補助対象外経費は別表2のとおりとする。
- 3 前2項の規定により算出された補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、宇部市商業活性化事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

- 第7条 市長は、前条の規定による交付申請書が提出された場合は、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、宇部市商業活性化事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、宇部市商業活性化事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）が当該交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ宇部市商業活性化事業費補助金変更交付申請書（様式第4号）に変更内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、前条に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額のうち20パーセント以内の減額の変更をする場合で、かつ、次に定める軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助対象経費の目的を実質的に変更するものでない場合

(2) 補助事業の目的に影響のない程度の事業計画の細部を変更する場合

- 2 市長は、前項の規定による変更申請書が提出された場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、宇部市商業活性化事業費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、当該変更申請をした補助事業者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金交付決定額は、前条第1項に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を超えないものとする。
- 3 前項の審査の結果、申請内容の変更が適当でないと認めるときは、宇部市商業活性化事業費補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、当該変更申請をした補助対象事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止)

第9条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業を中止しようとするときは、速やかに宇部市商業活性化事業費補助金中止届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日以内又は当該補助金の交付を申請する日が属する年度の末日のいずれか早い日までに、宇部市商業活性化事業費補助金実績報告書（様式第8号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査の上、補助金の交付決定の内容（第8条の規定により事業計画が変更となった場合は変更承認後の内容）及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、第7条第1項の規定による交付決定額（第8条の規定により交付決定額が変更となった場合は変更承認後の額）の範囲内で補助金の額を決定し、宇部市商業活性化事業費補助金交付確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金の確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに宇部市商業活性化事業費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書が提出された場合は、その内容を審査の上、適正と認めるときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、補助金の交付決定を取り消したときは、宇部市商業活性化事業費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第9条の規定により、補助事業を中止したとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (4) この要綱又は補助金の交付決定の内容（第8条の規定により事業計画が変更となった場合は、変更承認後の内容）若しくは補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (5) その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

2 前項の規定は、第11条の規定により補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関して既に補助金を交付しているときは、宇部市商業活性化事業費補助金返還命令書（様式第12号）により、補助事業者に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により、補助金の返還命令を受けた補助事業者は、指定された期限までに補

助金を返還しなければならない。

(遅延利息)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じた場合において、当該返還すべき金額を指定した期日までに補助事業者が納付しなかったときは、宇部市財務規則（昭和44年規則第4号）の定めに従い、督促状を補助事業者に発するものとする。

2 前項の規定により督促を受けた補助事業者は、督促で指定された期限（以下「指定期限」という。）までに納付しなかったときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市延滞金の徴収に関する条例（昭和39年条例第57号）に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(帳簿等の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、これらを保存しなければならない。

(報告及び調査)

第17条 市長は、補助事業の成果等、必要と認める事項について、補助事業者に対し報告を求めることができる。また、補助事業者は、市長が当該補助事業に関する調査を行う場合は、その調査に協力しなければならない。

(財産の処分)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保に供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の全部若しくは一部を返納し、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合、その他やむを得ない理由によりあらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(成果の発表)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果の発表を求めることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月20日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

補助金区分	補助率	補助上限額
店舗改修補助金	補助対象経費の 1/2 以内	500 千円
商店街共同施設整備補助金	補助対象経費の 1/2 以内	500 千円
イベント創出補助金	補助対象経費の 1/2 以内	300 千円

※ 1 店舗改修補助金・イベント創出補助金の交付については、1 補助対象事業者当たり 1 年度 1 回とする。

※ 2 商店街共同施設整備補助金の交付については、1 補助対象事業者当たり 1 年度 2 回までとする。

別表 2（第 5 条関係）

1 補助対象経費は次のとおりとする。

補助金区分	対象となる経費
店舗改修補助金	当該店舗の改修等に要した経費。ただし、改修工事は市内に事業所を有する法人又は個人が行ったもののみを対象とし、補助対象事業者自らが原材料を購入し施工したものや、エアコン及び冷蔵庫等の備品購入費は対象外とする。
商店街共同施設整備補助金	施設の新設・更新に要する経費（土地の購入費、造成費、賃借料は対象外） 既存施設の撤去に要する経費 施設の維持管理等に要する経費（法定点検以外の点検費用を含む）
イベント創出補助金	イベント開催にかかる経費（ただし、景品代、会議開催経費、食糧費及び汎用性のある備品購入費は対象外）

2 補助対象外経費は次のとおりとする。

補助金区分	対象外となる経費
店舗改修補助金、商店街共同施設整備補助金、イベント創出補助金の全てに適用	補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
	公租公課（消費税及び地方消費税等）
	国、県等の他の補助金、助成金が充当される経費
	国、県等の事業により、経費が負担軽減されるなど実質的に支援の対象となる経費
	1 の表中で示した対象外経費
	上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不相当と認められる経費